

## 滑川町こども第三の居場所事業運営業務優先交渉者選定にかかる公募型プロポーザル実施要領

### 1 実施目的

滑川町は、「こども第三の居場所」づくりをし、こどもに対する学習支援、食事提供をはじめとした生活支援や保護者に対する養育支援を行うことで、様々な事情を有するこどもと保護者に対して包括的な支援を行い、生活の質の向上と地域全体でこどもや家庭を支援する環境の整備を進めています。

今後、こども第三の居場所づくりを推進するにあたり、営利を目的としない事業運営業務優先交渉者を選定するため、公募型プロポーザルを行います。

### 2 業務概要

- (1) 業務名：滑川町こども第三の居場所事業運営業務委託
- (2) 業務内容：別紙『滑川町こども第三の居場所事業運営業務仕様書』（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。
- (3) 業務期間：開設から5年間
- (4) 運営委託料限度額  
月額 1,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内
- (5) 選定数 1 者

### 3 参加資格

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。なお、この企画提案において、複数企業による共同企業体での応募は認めない。

- (1) 児童福祉事業及びそれに類する事業に取り組んだ十分な実績があり、仕様書に記載された業務内容を履行可能な者であること。
- (2) 株式会社、営利型の一般財団法人、営利型の一般社団法人でないこと。
- (3) 参加資格申請書等の提出期限の日から開設の日までの間に、滑川町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 18 年告示第 163 号）に基づく、指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 法人税、地方税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年度経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※(5)から(9)については、連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

#### 4 日程

※日程については、都合により変更する場合があります

項目	日程・期限 ※いずれも令和6年(2024年)
実施要領等の公表及び募集開始	10月17日(木) 町ホームページに掲載
質問の受付 (電子メールのみ)	11月14日(木) 午後5時まで(必着) 宛先 <a href="mailto:na3411309@town.namegawa.lg.jp">na3411309@town.namegawa.lg.jp</a>
質問の回答	11月20日(水) 町ホームページに掲載
応募書類提出期限	11月29日(金) 午後5時まで(必着)
審査 (プレゼンテーション)	12月11日(水) (場所、時間等は応募書類受付確認後に事業者宛通知)
審査結果の通知	12月下旬予定

#### 5 参加申し込み書類

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

	様式	書類名	部数
1	様式1	参加資格申請書(必須)	1部
2	様式2	質疑応答書(必要に応じて)	
3	様式3	辞退届(必要に応じて)	1部
4	様式4	業務経歴書(必須)	1部
5	任意様式	企画提案書(必須)	10部
6		運営予算計画書(必須)	10部

※各様式は、滑川町ホームページ

<https://www.town.namegawa.saitama.jp/>

より入手する。

##### (2) 提案者の情報について

###### ア 参加資格申請書(様式1)

必要事項を参加資格申請書(様式1)に記載する。

###### イ 業務経歴書(様式4)

過去5年間における児童福祉関係業務実績を記載する。

## 6 提案書等の提出

- (1) 提出書類 5(1) のとおり
- (2) 提出期限 令和6年11月29日(金)午後5時まで
- (3) 提出場所 滑川町役場 福祉課
- (4) 提出方法 紙媒体及び電子データにより提出する。

ア 企画提案書及び運営予算計画書は紙媒体10部(正本1部、副本9部)を持参又は郵送することとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による場合は、受付時間を平日(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)午前9時から午後5時までとする。

イ 電子データは、申請書類一式【様式1～様式4】及び【企画提案書・運営予算計画書】をそれぞれ1つのPDFファイルにした上で送付すること。(データの送付方法は、紙媒体を受付した後に申請者に通知する。)

## 7 事業者の選定

滑川町が設置する滑川町こども第三の居場所事業運営業務優先交渉者選定にかかる公募型プロポーザル事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が定めた評価基準に基づき、選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーション選考の内容を総合的に審査し、最高点の者を運営業務優先交渉者(以下「優先候補者」という。)として選定する。

ただし、各選定委員の得点の平均点が最高得点(100点満点)の6割未満の得点の者は選定しない。

最高点の者が複数の場合は、選定委員会において審議し、優先交渉者を選定する。